

寒川町商店街共同施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小商業者の振興を図るため、商店街団体が設置し及び管理する共同施設に要する経費に対し補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街団体」とは、主として中小商業者が地域的に組織した団体とする。

(補助の対象)

第3条 この要綱において補助する事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 街路灯設置
- (2) アーチ設置
- (3) アーケード設置
- (4) 街路灯点灯
- (5) 街路灯、アーチ又はアーケードの塗装又は修繕
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する事業により設置し、塗装し、又は修繕する共同施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 道路改修等により、その補償費で建替又は移設する施設
- (2) 設置する共同施設が道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に抵触するものであるとき。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した経費から次に掲げるものを控除して得た額とする。

- (1) 本体工事以外の経費
- (2) 土地の購入に要する経費
- (3) 各種許認可の申請に要する経費
- (4) 国、県等の補助金相当額

2 補助は、予算の範囲内で行うこととし、補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 街路灯（次の各号に係るものを除く。）、アーチ又はアーケードの設置 2分の1

- (2) 太陽光、風力等環境に配慮した街路灯の設置 4分の3
- (3) 街路灯点灯（電灯料に限る。） 4分の3
- (4) 街路灯、アーチ又はアーケードの修繕（第2号に係る街路灯のバッテリー交換等を含む。）
4分の3

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは又は補助金の額が千円未満であるときは、当該額は、切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 第3条第1項に定める事業の補助金交付申請をする場合、規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第3条第1項第4号に係る申請にあっては、これらの書類の添付は要しないものとし、同項第5号に係る申請にあっては、第1号、第3号及び第4号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

- (1) 実施設計書及び配置図
- (2) 見積書及び契約書の写し
- (3) 道路占用許可書及び建築確認通知書の写し
- (4) 会則、会員名簿
- (5) 工事着手前の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

（変更の承認）

第6条 規則第5条に基づく町長の承認を受けようとする場合には、寒川町商店街共同施設補助金変更、中止、廃止承認申請書（第1号様式）に変更の理由又は、中止もしくは廃止の理由を記載した書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 第3条第1項第5号に掲げる補助対象事業においては、規則第8条第2項の規定に基づき、実績報告書は提出することを要しない。

（財産の処分の制限）

第8条 補助対象事業の財産の処分を制限する期間は、5年とする。

（書類の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

（補則）

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の寒川町商店街共同施設補助金交付要綱(昭和49年10月1日)は廃止する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年5月1日)

この要綱は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (昭和58年5月1日)

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、この要綱による改正後の寒川町商店街共同施設補助金交付要綱の規定は、その日以後に実施する補助事業から適用し、その日前に実施した補助事業は、なお従前の例による。

附 則 (平成4年4月1日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の寒川町商店街共同施設補助金交付要綱の規定は、その日以後に実施する補助事業から適用し、その日前に実施した補助事業は、なお従前の例による。

附 則 (平成5年10月1日)

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、この要綱による改正後の寒川町商店街共同施設補助金交付要綱の規定は、その日以降に実施する補助事業から適用し、その日前に実施した補助事業は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年11月4日)

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。